



生命保険はあくまでも死亡・後遺障害を補償する保険で
自宅療養までの補償はない。医療保険は治療費を補償する
保険で収入までは補えない。「あんしん収入補償保険」で
「**補償の空白領域**」をしっかりとサポートします！

支払対象外期間がないため、入院はもちろん、
医師の指示による通院や自宅療養も
1日目からしっかり補償されます。

「**天災危険補償特約**」がついているため、
天災(地震・噴火またはこれによる津波)に
よるケガでの就業不能も補償されます。

あんしん収入補償保険とは？

個人契約プランだけでなく、宗教法人が加入
者として契約する「**法務員給与補償プラン**」
もごございます。雇用されている法務員の方々の
万が一の就業不能時にも備えられます。

新型コロナウイルス(COVID-19)に起因
する保険金の支払事由に対しては、お支払い
の対象となる場合があります。
(2021年8月現在)

Q&A よくあるご質問

Q1.就業不能期間の確認にはどのような書類が必要ですか？

A1.保険金請求書、同意書と合わせて保険会社所定書式の「診断書」をお取付けいただきます。

保険会社所定書式の診断書の裏面に「医学的に就業が全く出来なかった期間」を記載いただく記入欄がございます
ので治療をされた医師に記入していただくよう依頼してください。入院期間だけでなく、医師の指示による「自宅療養」
や「通院」も請求対象となりますので、合わせてご記入いただくよう依頼してください。

Q2.就業不能終了後に、新たな原因で就業不能となった場合、請求できますか？

A2.前の就業不能と関連のないものであれば、1日目よりご請求いただくことができます。

就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6ヶ月以内に就業不能が発生した場合は、
後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。ただし、就業不能が終了した日からその日を含め
て6ヶ月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能と
異なった就業不能とみなし、新たに対象期間を適用します。

Q3.加入している間の通算支払限度日数は？

A3.通算にて1,000日が限度日数となります。

保険金のお支払いは、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日を限度とします。加入初年度の
ご契約から継続後の契約を通算してお支払い日数をカウントします。

このような場合にお役立ていただけます!!

①1ヶ月の補償金額30万円の場合

ケガや病気で「仕事ができない」

8月5日、法務員が法事に行く途中にバイクの
転倒事故で足を骨折してしまい、9月5日まで
入院。その後9月15日までの間、自宅で療養
しました。

このような状況になった場合…



この場合
のお受け取り
いただく
保険金は…

お受けとりいただく保険金

お支払い対象期間

8月5日～9月5日までの入院期間と
9月6日～9月15日までの自宅療養期間の
合計 **1ヶ月間と10日間**

30万円×1ヶ月+30万円× $\frac{10日}{30日}$
= 40万円



②1ヶ月の補償金額60万円の場合

ケガや病気で「仕事ができない」

7月5日、自宅にて脳梗塞で倒れ、9月5日
まで入院。その後9月26日までの間、自宅
で療養しました。

このような状況になった場合…



この場合
のお受け取り
いただく
保険金は…

お受けとりいただく保険金

お支払い対象期間

7月5日～9月5日までの入院期間と
9月6日～9月27日までの自宅療養期間の
合計 **2ヶ月間と22日間**

60万円×2ヶ月+60万円× $\frac{22日^{(*)}}{30日}$
= 164万円



(*)
1ヶ月未満の就業不能期間については、1ヶ月を
30日として日割計算で保険金をお支払いします。

告知の大切さ についてのご説明

- 告知書をお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金をお受け取りいただけない場合があります。
- 「ご加入に際して、特にご注意くださいこと(パンフレット別冊P5-6の注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

保険料について

- 保険料は、男女同一です。 ●保険料は、保険始期日(中途加入日)時点の満年齢によります。 ●年齢は、保険期間の初日現在の満年齢(中途加入の場合は、中途加入日時点)とします。
- ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。 ●団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定して
います。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。 ●基本プランは介護医療保険料控除の対象となります。(2021年8月現在) ●法務員給与補償プランには
事業主費用補償特約がセットされます。※この保険は、前年度の被保険者の人数・年齢分布、職種級別をもとに保険料を算出していますので、次年度以降保険料・保険金額が変更となる場合がございます。

加入条件の 制限について

- 保険金をお支払いする事故がおきた場合、お支払いの保険等の内容により、継続加入の条件を制限することがあります。

あんしん収入補償保険(所得補償保険)

問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

- 引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社 京都支店法人支社(幹事保険会社)
〒604-8152 京都市中京区烏丸通錦小路上手洗水町671
TEL. 075-252-1016 (受付時間：平日の午前9時から午後5時まで) FAX. 075-283-0135
東京海上日動火災保険株式会社 京都支店営業課

- 事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】0120-727-110 (受付時間：24時間365日)

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱
代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。
必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(<http://www.sompo-japan.co.jp/>)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、
公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。
ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、責任開始月から3か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

- 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

損害保険ジャパン(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関
である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
損害保険ジャパン(株)、との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立て
を行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。
(<https://www.sompo.or.jp/>)



0570-022808 通話料有料

受付時間：平日 午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

【取扱代理店】

浄土真宗本願寺派提携代理店 **株式会社 プラニ**

〒600-8109
京都市下京区五条通西洞院西入平屋町420
RMビル3F
TEL. 075-353-2200
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)
FAX. 075-353-2219

SJ21-08898(2021.10.26作成)



2022年度版



浄土真宗本願寺派 収入補償保険

あんしん収入補償保険

●所得補償保険

突然の病気やケガでの就業不能により減少する収入をサポート!!



加入対象者

浄土真宗本願寺派の住職・僧侶・寺族

保険始期日時点の年齢が、満20歳から満79歳以下で給与所得者の方。
※兼職の方もご加入いただけます。

保険期間

2022年2月1日午後4時～2023年2月1日午後4時(1年間)
※以降1年ごと自動更新

申込締切日

2022年1月14日(金)消印有効(※1月15日以降は4月1日保険責任開始)
中途加入の場合…毎月月末(申込月の翌々月1日が保険責任開始)



0120-37-0243 【受付時間】午前9：00～午後5：00
土・日・祝を除きます。



浄土真宗本願寺派提携代理店 **株式会社 プラニ**
<http://www.purani-hongwanjihahoken.com>



2021
健康経営優良法人
Health and productivity

あんしん 収入補償 保険

浄土真宗本願寺派の住職・僧侶・寺族
※団体契約始期日時時点の年齢が、満20歳から
満79歳以下の給与所得者の方。

就業不能による収入を補います！

入院のみならず、医師の指示による
「**自宅療養**」や「**通院**」など法務がで
きない時の月々の所得を補償します!!

団体割引
30%
適用

入院はもちろん、医師の指示による自宅療養や通院も**1日目**から補償されます。
会社勤めの方とは異なる住職・僧侶の仕事ならではの就業不能にも幅広く対応
します。

6つの特長

- ① 病気やケガによる就業不能を**1日目**から最長**1年間**まで補償
します。(通算1,000日まで)
- ② 新型コロナウイルス(COVID-19)に起因する保険金の支払事
由に対しては、お支払いの対象となる場合があります。
(2021年8月現在)
- ③ **天災**によるケガでの就業不能も対象となります。
- ④ 団体契約のため最大となる**団体割引30%**が適用されます。
- ⑤ 宗教法人として加入する『**法務員給与補償プラン**』もございます。
- ⑥ 新規加入は**満20歳～満79歳**までご加入可能です。

団体割引30%適用

【例】被保険者年齢満55歳のご住職が1日あたり5,000円(月額15万円)プランに1口ご加入の場合

団体割引なし
50,175円
(月あたり約4,181円)

▶

団体割引あり
35,115円
(月あたり約2,926円)

15,060円 もお得!!

この保険には、無事故戻し返れい金はありません。

働けなくなる原因はさまざま…

けが

病気

働けなくなると、
収入は減りますが、
日々の生活費などの
出費に加え、
治療費などの費用も
かかってきます。

法務ができない時とは、例えば、下記のような状況となります。

(※保険金支払は、1日1万円(月額30万円)の補償にご加入の場合)

前立腺がんによる抗がん剤や
放射線治療で、医師の指示による
自宅療養と通院にて
141日間の就業不能。

就業不能141日間で
141万円の保険金支払

インフルエンザを発症。初日通院後、
6日間の就業不能。

就業不能6日間で
6万円の保険金支払

月忌法要の帰りにバイクで転倒し、
左足靱帯損傷。安静期間や医師の指示
によるリハビリ通院や自宅療養にて
90日間の就業不能。

就業不能90日間で
90万円の保険金支払

(注1)実際のお支払いはご加入内容や就業不能の状況により異なります。
(注2)原因または時が異なっても発生した身体障害により就業不能期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。
(注3)就業不能とは、身体障害を被り、その身体障害の治療のために入院していること、または入院以外で医師の治療を受けていることにより、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。

実際に下記のようなお支払がございます。

「あんしん収入補償保険」保険金支払事例

被保険者 年齢	保険金額	休業原因	概 要	就業不能期間	約総支払 保険金
59歳	30万円 (1万円)	がん	大腸がん摘出のため 35日間 入院。退院後、通院日数 17日間 を含む、自宅療養による就業不能期間は 63日間 に渡った。	115日間 (3ヶ月間と25日間)	115万円
65歳	60万円 (2万円)	ヘルニア	椎間板ヘルニア発症。 7日間 入院後、 90日間 は座位姿勢を取れず就業不能となった。	97日間 (3ヶ月間と7日間)	194万円
56歳	30万円 (1万円)	脳梗塞	脳梗塞発症し 45日間 入院。退院後もリハビリ期間を要し、通院を含めた 40日間 は就業不能となった。	85日間 (2ヶ月間と25日間)	85万円
69歳	45万円 (1万5千円)	インフルエンザ	インフルエンザ発症。初回通院後、 9日間 就業不能。	9日間	13.5万円
73歳	20万円 (約6千円)	骨折	転倒により足の骨にヒビと靱帯損傷。 安静期間や正座が出来ず、 56日間 就業不能。	56日間 (1ヶ月間と26日間)	37.3万円

※1ヶ月未満の就業不能期間については、1ヶ月を30日として日割計算で保険金を算出します。

【基本・法務員給与補償 保険料表】

日額プラン(3口まで加入可能)		基本プラン：個人契約 法務員給与補償プラン：法人契約	口数プラン(10口まで加入可能)	
1口(1日 5,000円)			1口(月額 10万円)	
月払保険料	年払保険料	年 齢 区 分	月払保険料	年払保険料
1,095円	12,000円	満20～24歳	730円	8,000円
1,215円	13,335円	満25～29歳	810円	8,890円
1,500円	16,365円	満30～34歳	1,000円	10,910円
1,830円	19,995円	満35～39歳	1,220円	13,330円
2,250円	24,540円	満40～44歳	1,500円	16,360円
2,640円	28,800円	満45～49歳	1,760円	19,200円
3,060円	33,330円	満50～54歳	2,040円	22,220円
3,225円	35,115円	満55～59歳	2,150円	23,410円
3,375円	36,885円	満60～69歳	2,250円	24,590円
5,175円	56,535円	満70～74歳	3,450円	37,690円
7,035円	76,800円	満75～79歳	4,690円	51,200円

保険期間1年、団体割引30%適用、対象期間1年、支払対象外期間0日、
天災危険補償特約、精神障害拡張補償特約セット、無事故戻しに関する
規定の不適用特約、職種級別1級

「法務員給与補償プラン」の特長

「法務員給与補償プラン」とは、法務員が病気やケガにより就業不能となった際の給与を補償するため、宗教法人が加入者として契約するプランです。法務員が病気やケガにより就業不能となった際、宗教法人に対して就業不能期間を限度に保険金が支払われます。(雇用関係を継続しながら、給与・手当などの費用を法務員に支出し続けた場合)

ご加入例

加 入 者：宗教法人
被 保 険 者：法務員
保険金受取人：宗教法人

法務員が、病気やケガで就業不能となった場合…
●法務員が、病気やケガで就業不能となった場合…宗教法人の収入は減少します。
●法務員への給料は継続して支払い続けなければなりません。

そんな時、
お役に立てるのが…
**法務員給与
補償プラン**

宗教法人(加入者)が雇用している法務員の給与をサポートする保険です。

万が一の場合でも、加入者である宗教法人に対して、保険金が支払われます。

法務員は安心して治療に専念し、職場復帰が可能となります。
宗教法人は、収入の減少による負担を負うことなく、法務員の生活を守ることができます。

